

検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

(管理番号:19-0081)
2019年8月 C-02

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年7月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0731第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が下記のとおり改正され令和元年8月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■ 検査方法が追加された検査項目

検査項目	保険点数
(1→3)-β-D-グルカン	213

▼ 詳細内容

検査項目	(1→3)-β-D-グルカン
保険点数	213点
判断料	免疫学的検査判断料 144点
診療報酬点数表区分	D012 感染症免疫学的検査 37
検査方法	ELISA法
備考	(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「20」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「26」のD-アラビニール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

注 下線が追加変更されました。

■ 適用日

2019(R01)年 8月 1日より適用



株式会社 四国中検

<http://www.s-cyuken.co.jp/>

香川TEL(087)877-0111 高知TEL(088)883-5535 愛媛TEL(089)955-7600 徳島TEL(088)665-3125

検査実施料算定留意事項改正のお知らせ(管理番号:18-0081) 1/1